

住宅を取得した若者世帯の方へ

～旭市若者世帯住宅取得奨励金制度のご案内～

市内に住む 39 歳以下の方が、定住する意思を持って市内事業者から新築住宅を取得した場合（住宅購入に関し締結する契約書上の事業者住所が旭市内であること）に最大 100 万円の奨励金を交付しています。

※申請期限は、住宅を取得した日（住宅の所有者として登記された日）から 1 年以内となります。申請期限を過ぎた場合は対象となりませんのでご注意ください。

【交付対象者】全てに該当すること

- ・令和 4 年 4 月 1 日以降に新築住宅を取得し、住宅の契約者かつ所有者であること
- ・申請時に 39 歳以下であること（夫婦の場合はどちらかで良い）
- ・申請時に取得した住宅に定住していること
- ・世帯全員に旭市税の滞納がないこと（同居・近居加算を受ける場合は、親世帯全員も含む）
- ・過去に本奨励金の交付を受けていないこと

【交付対象住宅】全てに該当すること

- ・新築住宅であり人が住んだことがないこと（所有権移転登記でないこと）
- ・居住面積が 70 平方メートル以上かつ土地代を除く住宅の金額が 500 万円以上であること

【奨励金の額】

基礎額 20 万円に次の加算条件があります。上限は 100 万円までとなります。

- ・申請時に世帯員に中学生以下の子どもがいるとき・・・ 子ども 1 人につき 10 万円
- ・親世帯と同居しているとき（同一建物又は同一敷地に在住） 20 万円
- ・親世帯と近居しているとき（親世帯が市内に在住）………… 10 万円

※住宅の持分割合によって、奨励金の交付額が変更になる場合があります。

※親世帯は、申請者または配偶者の親世帯となります。

【必要書類】

- ・申請書
- ・誓約書
- ・家屋の登記事項証明書（権利部（甲区）に所有者として氏名が記載されている全部事項証明書に限る 取得場所：法務局匝瑳支局
住所：〒289-2141 匝瑳市八日市場ハ 678 番地 3 電話番号：0479-70-0971）
- ・住宅の取得価格及び事業者がわかる書類（契約書のコピー等）
- ・同居・近居加算を受ける場合は、申請者の戸籍謄本（全部事項証明書）が必要となります。（同一世帯の場合は必要ありません。）

お問い合わせ先

〒289-2595 旭市ニの 2132 番地
TEL0479-62-5382 企画政策課